

平成 29 年度観光客の利便性・満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）実施要領

平成 29 年 9 月 12 日 29 香観協 125 号

この実施要領は、平成 29 年度観光客の利便性・満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）補助金交付要綱（平成 29 年 9 月 12 日 29 香観協 124 号）（以下「交付要綱」という。）のほか、平成 29 年度観光客の利便性・満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1 事業実施について

補助を受けようとする事業者は、公益社団法人香川県観光協会会長（以下「会長」という。）に要望を提出する。

会長は、提出された要望が適当であると判断すれば、補助事業対象者に対して、補助金額等を内示する。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を会長に提出する。

2 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第 8 条第 1 項第 1 号ただし書きに規定する会長が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第 3 別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

3 基本的な考え方

訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が現に多く利用している、もしくは今後多く利用することが想定される無料の公衆トイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営する施設内に所在するトイレは除くものとする。

4 立地要件

本補助事業の対象となる公衆トイレは、利用者を特定せず、広く無料で開放している水洗トイレであって、上記 2 の地域内の、以下のⅠ）、Ⅱ）又はⅢ）のいずれかの範囲に所在するものとする。

Ⅰ） 「観光スポット」内

Ⅱ） 「観光スポット」の周囲

Ⅲ） 「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア）

※ 「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等をいう。

（対象外の公衆トイレ）

- ・ Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲に所在しない公衆トイレ

- ・ I)、II)、III)の範囲でも地域住民の利用が主たる公衆トイレ
- ・ 公共空間であっても観光スポット等の利用料を収受しなければ入場できない箇所（有料の観光施設内や鉄道駅の改札内含む）にある公衆トイレ

5 補助対象経費

① 基本整備項目

- ・ 和式トイレの洋式化
- ・ 洋式トイレの増設
- ・ 洋式トイレの旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）

② 追加整備項目

※ 追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り補助対象とする。

- ・ 温水洗浄便座の設置（多目的トイレへの設置も含む。）
- ・ ハンドドライヤーの設置
- ・ 洗面器の設置・交換・自動水栓化
- ・ 化粧鏡の設置・交換
- ・ 小便器の設置・交換（旧式→新式）
- ・ 室内外照明LED化
- ・ 室内冷暖房の設置
- ・ 内壁・外壁の改修（躯体工事は除く。）
- ・ 窓の交換
- ・ 入口ドアの設置・交換
- ・ ピクトサインの設置や英語表記
- ・ その他

③ 補助対象外経費

土地の取得に要する費用は対象外。

また、公衆トイレの新築、周囲の改修（周囲の舗装、アプローチのバリアフリー化、観光案内看板の設置・交換、浄化槽の設置）、建替や増改築等の躯体工事、多目的トイレ自体の設置等は対象としない。

附 則

この要領は、平成29年9月12日から施行する。